

ケータイ社労士 2026 社会保険法 法改正・訂正

【10月9日】

【法改正】 19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

・ P 28 1 章 健康保険法 14 課 (5)

改正前：と読み替える。

改正後：、19 歳以上 23 歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、「130 万円未満」
は「150 万円未満」と読み替える。

【法改正】 健康保険法第 156 条改正

・ P 96 1 章 健康保険法 48 課 (1)①

改正前：一般保険料と介護保険料の合計額

改正後：一般保険料等額（子ども・子育て支援金含む）と介護保険料額の合計額

同課 (1)②

改正前：一般保険料

改正後：一般保険料等額